

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 21 号に規定するかご漁業（その他のかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 3 年（2021 年）3 月 22 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他のかご 漁業	別記 1 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 上天草市大矢野町登立に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年（2021 年）3 月 30 日から令和 3 年（2021 年）4 月 7 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 4 年（2022 年）11 月 30 日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
  - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
  - イ 同時に使用するかごの数は、50 個を超えてはならない。
  - ウ 操業時間は、午後 4 時から翌日午前 6 時まででなければならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は平成 25 年（2013 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

## 別記 1

操業区域（天共第 1 号共同漁業権漁場内登立地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点 5 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウ、エ間は瀬戸の中央線とする。

基点 1 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）串北端

基点 2 熊本県漁場基点天第 1 号（大矢野町三角灯台）

基点 3 熊本県漁場基点天第 2 号（宇城市三角町（以下、「三角町」という）三角港荷島灯台）

基点 4 熊本県漁場基点天第 41 号（大矢野町大潟塔ノ崎東端）

基点 5 大矢野町中と大矢野町登立との境界

ア 基点 1 と大矢野町湯島北端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 36 度 38 分・1,000 メートルのところ

イ 基点 2 と三角町三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 248 度 30 分・2,950 メートルのところ

ウ 基点 2 から三角岳山頂を見通した線上、大瀬戸の中央点

エ 基点 3 と寺島灯標を見通した線から基点 3 を基点として右へ 106 度 21 分・181 メートルのところ

オ 基点 4 と三角岳山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 63 度 29 分・720 メートルのところ

カ 大矢野町禿島西端から真方位 270 度、180 メートルのところ

キ 基点 5 から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点 5 から 540 メートルのところ